

平成 27 年度第 3 回

大阪府都市計画公聴会 速記録

「東部大阪都市計画道路の変更」について

- ・内里高野道線の位置、終点、延長及び構造の変更
- ・長尾船橋線の区間の分割に伴う名称の変更及び一部区間の廃止並びに一部区間の幅員及び一部区間の線形の変更

「東部大阪都市計画道路の変更」について

- ・対馬江大利線の名称の変更及び一部区間の幅員及び車線数の変更

- 1 と き 平成 27 年 8 月 17 日 (月)
午後 2 時開会～午後 2 時 50 分閉会
- 2 と ころ 大阪府庁別館 7 階 会議室
大阪府中央区大手前三丁目 2 番 12 号
- 3 対象市町村 枚方市、寝屋川市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 参事 山野 光昭
(2) 公述聴取者 行政関係者、住民
(3) 公述人 5 人

[開会]

【司会(岡村補佐)】

お待たせいたしました。ただ今から平成 27 年度第 3 回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府都市整備部都市計画室計画推進課の岡村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公聴会の開会にあたりまして、皆様にご協力をお願い申し上げます。まずこの建物は禁煙となっておりますので、おタバコはご遠慮願います。次に携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。なおこの部屋では、午後 3 時に庁内放送が流れます。大変ご迷惑をおかけすることになるのですが、公述人の方におかれましては、庁内放送が流れる間、公述を中断していただくかざるを得ないこと何卒ご了承ください。よろしくお願いいたします。それでは公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の山野が議長として担当いたしますので、よろしくお願いいたします

[公聴会に関する説明]

【議長(山野参事)】

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の山野と申します。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

まず公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明いたします。本日の公述の対象となります都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成してきたものでございます。本日の公聴会は、これら原案についての公述人の方のご意見をお伺いいたしまして、これを踏まえまして都市計画の案を作成するため、都市計画法第 16 条の規定に基づいて開催するものでございます。本日は、公述申出期間内に申出いただきました 5 名の方にご意見を述べていただきます。

次に今後の手続きについてご説明いたします。本日の公聴会の内容は、録音により速記録として取りまとめます。そして公述いただいたご意見を踏まえまして、再度関係機関等との協議調整を行い、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。この案の縦覧は、同法により 2 週間行うことが定められており、縦覧期間中に、関係市町村と住民及び利害関係人の方々は、大阪府に対し、案についての意見書を提出することができます。また、大阪府のホームページにおいては、案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方も合わせて掲載いたします。この縦覧の手続きを経たのち、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、審議会におきまして、本日の公聴会の記録と公述意見に対する大阪府の考え方を資料として配布いたします。また案に対する意見書が提出された場合は、その要旨につきましても合わせて配布いたします。この都市計画審議会の議事を経て、案が承認されたのち、都市計画が正式に決定されることとなります。

続きまして、本日の公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の次第をご覧ください。このあと、今回公述の申出をいただきました都市計画の原案の概要についてご説明いたします。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述をお願いいたします。公述は、先ほど受付でお渡ししました番号札の番号の順でお願いいたしますので、番号を呼ばれた方は前方の演台までお越しいただきますようお願いいたします。公述いただく内容につきましては、公述の申出の時にご提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。申出をいただいた都市計画の案に関係のない内容については公述することができないことを念のため申し添えいたします。公述いただく時間につきましては、すでにご通知しておりますとおり 30 分以内とさせていただきます。必ずしも 30 分間公述いただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構でございます。開始から 25 分経過しましたら、ベルを 1 回鳴らします。開始から 30 分経過しましたら、ベルを 2 回鳴らしますので、速やかに公述を終了してください。公述終了後は、元のお席にお戻りください。

最後に、公述人の皆様、そのほかのご来場の皆様をお願いいたします。本日の公聴会は法令の規定によりまして、都市計画の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。また、公述できる方は、あらかじめ申出をいただいた方のみとなっております。もし、公聴会の秩序と進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手をするなどの行為などがあつた場合は、大阪府都市計画公聴会規則第 12 条に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございますのでご注意ください。それでは公述に先立ちまして、その対象となります都市計画の原案の概要について、大阪府の担当からご説明いたします。

【説明者(濱田補佐)】

大阪府都市整備部都市計画室計画推進課都市施設計画グループ長の濱田でございます。よろしくをお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

それでは、東部大阪都市計画道路 3・3・210-52 号内里高野道線及び 3・3・215-4 号対馬江大利線の変更案の概要について、ご説明させていただきます。

まず、内里高野道線につきましては、新名神自動車道の利便性の向上を図るため、アクセス道路として計画され、国道 1 号から京都府域の（仮称）八幡インターチェンジまでを結ぶ路線でございます。今回、新名神自動車道の施工方法の変更に伴い、本路線の見直しを行った結果、既存道路を活用する事で、国道 1 号へのアクセス性の向上や、沿道利便性の向上、さらに用地買収面積の減少など事業の投資効果の向上を図る事ができるため、市道長尾船橋線を拡幅するルートに変更し、構造形式を地下式及び掘割式から地表式に、また、終点の位置を家具団地前交差点に変更し、延長を約 960m に変更するものです。

次に、対馬江大利線ですが、府道八尾茨木線から京阪本線寝屋川市駅を結ぶ駅へのアクセス道路でございます。現道は、府道枚方交野寝屋川線ではありますが、歩道のない約 7m 程度の幅員であり、通勤通学時の混雑解消や交通安全対策が求められております。

今回、社会経済情勢の変化に伴う、交通量の減少を勘案し、幅員等について検討を行った結果、延長約 1,440m の区間において、車線数を 4 車線から 2 車線に、幅員を 25m

から 20m に変更するものでございます。以上が、今回の都市計画変更案の概要でございます。

【議長(山野参事)】

それでは、ただ今から公述をお願いいたします。番号 1 番の方は、前の演台へお越しください。よろしいでしょうか。それではお願いいたします。

【公述人 A】(1 番)

A と申します。公述というものがどういう意味があるのか、ちょっと分からないんですが、私、弊社所有の土地・区画が、この今回二つある計画のうちのどちらにも該当するというので、非常に会社の活動にとってマイナスになるということで、申出書を書かせていただきました。私の申したいことは、この申出書の中で記載されていますので、この場で私も不慣れなものですから、このような場所で自分の思うようなことが言えるのかと言われると、ちょっと緊張もしますので、十分に伝わらないかとは思いますが、この会がどなたへ向けて私が話をするのかも、今いちわからないんですけども、私の話をさせていただいて、この計画が見直される可能性が少しでもあるのであれば、どのような形にさせていただきたいかと、非常に自社にとってのみの都合の良い話になるかと思うんですが、述べさせていただきたいと思います。

まず、2ヶ所あるというところで、もう一つのほうは、ちょっと何々計画って分からないんですけども、メインの団地のほうの幅を拡張されるというところで、南側が削られるということです。幸い私どもの会社において、こちらの土地というのは、生産活動において現時点では大きなダメージは受けないということもありまして、周りの皆様とのご関係もあるんですけども、基本的に公共のためというところで、十分な説明をいただければ、弊社にとっては、もう一方のところに比べれば、検討できる計画ではあります。ただ、もう一つのほうは、弊社がこの昭和 37 年でした家具コンビナート設立当初から関わりを持たせていただきまして、ちょっと記録によるところなんですけれども、公述申出書にも添付させていただきましたが、この私の祖父にあたる初代が、大阪の家具業界の発展のためにということで、設立させていただく時から、最初から参加させていただいたといういわば第 2 の創業の地でありまして、しかも基本的に倉庫なんですけれども、弊社の取り扱うものを常に今、満杯状態で、順次入れ替えながら、使用させていただいている非常に重要な場所であります。ほか、もともと倉庫として使っておりましたが、今は、場所的にも高速道路の開通とか、ちょっと最近の話でいうと、水害にあわない土地であるというような場所からも、非常に物流の拠点としては、これはもうほんと、今現在、この昭和 37 年にここに作っていただいた先代の人々に感謝するんですけども、非常に良い場所になっています。もう 10 年程前からでしょうか、こういう計画があると言われながら、何も進まず一時中止になっていた時期があったと思います。私どもの会社のいろんな計画をこの今回の道路の計画を見ながら止める、何かこういう事態が起こることを予想して止めておくことはできませんので、いろいろ倉庫の補強であるとか、作業しやすいようにということで、いろいろ設備を入れ替えたり、非常に投資を行ってきていました。最終決定されていないですかね。そうですね。最初の案とし

【公述人B】(2番)

はい、それでは公述を申し上げます。●●の代理人として、本日公述を申し出ました B と申します。

本日は内里高野道線及び長尾船橋線にかかる公聴会におきまして、当協同組合に対し公述でき得る機会を頂戴いたしましたことを関係各位にまずもって感謝を申し上げます。また、本公聴会が開催されたことによりまして、当該計画がより一層、東部大阪並びに枚方市域の発展に寄与されることを切に願ひまして公述申し上げます。

まずはじめに、我が枚方家具団地についてご説明申し上げます。枚方家具団地につきましては、半世紀以上も前に我々の先人たちが当該地域、約 16 万坪という広大な山野を切り開き、長きに渡る歳月と莫大な自己資金を投入し、現在まで枚方家具団地の「まちづくり」を実践して参りました。

よって、行政区画の公称名称にもありますように、枚方市長尾に続きまして、家具町という名称が用いられており、このことは、半世紀後の平成の世を生きる我々にとりましても、その誇りは脈々と受け継がれております。

この間、一貫して願ひ実行してきましたことは、我々事業者の経済的発展のみならず、ご来街のお客様のご満足や周辺地域にお住まいの住民の幸福、増進でございました。

ただ周辺地域の経済活動が活発になるに伴いまして、それに比例した社会インフラの整備が追いつかず、特に京都府との府境であります枚方家具団地においては、その交通事情はますます悪化し、今日におきましては、週末を中心にそれを理由とした経済損失も顕著となっております。

このような周辺環境が変化をする様相を呈する中ではございますが、こののち実行されるであろう都市計画の変更が進められる内里高野道線、長尾船橋線について、当協同組合として枚方家具団地の瓦解を危惧する問題点について、公述申し上げます。

内里高野道線の都市計画の変更は、我々が親しみを込めて呼称する家具町本通りの南側を平均約 6m セットバックさせ拡幅しようとするものです。これは約 1.5km 続く我々メインストリートの約半分を占めるものでございまして、このことにより家具団地の瓦解を誘発せしめるものと深く懸念を抱いております。

その一例として、家具団地の有史以来、随一の歴史とその規模を誇る事業所におきましては、店舗の販売面積の約 3 分の 1 を収用されようとするものでありまして、当該店舗の面積だけではなく、バックヤードも含めた全ての構造や業態そのものを見直さざるを得ない状況に追い込まれております。このような状況では、今後、営業継続そのものを大幅に見直さざるを得なくなると考えられます。

また本件拡幅工事によりまして、土地・店舗の大部分だけではなくその一部分だけでも収用されるものについても、同様な影響を懸念いたします。

例えば当該事業により、事業所構造物は何ら土地収用に影響しなくとも、路面を数メートル収用されるだけであって、そのことで通常の入出荷業務で供する輸送車両の使用が著しく阻害され、結果、事業継続を断念せざるを得ない業態も想定されるものであります。これでは過去数十年来培ってきた事業形態を見直すばかりか、家具団地の地では用を成さない事態も考えられ、よって移転・転出をも考えざるを得なくなるという事業所も発生することが懸念されます。

さらには府道内里高野道線の拡幅に伴う土地建物を収用されない対岸、すなわち家具町本通りの北側に位置する事業所におきましても同様の危惧を抱きます。

それは土地・建物は全く従来と同様に残存したとしても、路面の活用方法が大幅に制限され、そのことによって多大な影響を被ることが容易に考えられるからです。

現在、家具町本通りは片道 1 車線、上下 2 車線の道路であります。通常は上下両方向からの進入、縦列が可能となっております。

しかしながら、この都市計画変更後は、片道 2 車線、上下 4 車線を基本とし、かつ、中央分離帯を完全に上下が遮断されることになり、加えて、交通量も現在の倍に膨れ上がることが予想されることから、各事業所はその用途に多大な影響を及ぼすことが懸念しております。

このあたりにつきまして、大阪府におかれましてはどのようなお考えなり、この計画を立案遂行しようとしているのか確認をしたいと存じます。

最後にこれら 3 点の具体的事案もさることながら、最大にして、最も深刻な危機的状況であるのが、実態以上に枚方家具団地消滅へと導く風評被害であります。

当該都市計画は数十年来長らく放置されたままでした。当時の経済情勢や時の政権による計画凍結やまたその解除など、その間枚方家具団地は翻弄され続けて参りました。

この間失われた 20 年もあいまり、閉塞感漂う状況においても、我々は歯を食いしばり、必死の思いでこの枚方家具団地を維持・発展に努めて参りました。しかしながら、未だはっきりとした計画の具体像が示されないまま、それまで漂っていた閉塞感に追い打ちをかけるがごとく、突然目抜き通りの土地収用のみがクローズアップされる計画案が公表され、これを機に「枚方家具団地は変わってしまう。」「もう終わりだ。」「どこかに転出しよう。」というような思いを誘発していることです。

冒頭にも申しましたとおり、約 50 年前、大阪市南部地域に点在していた木工所をはじめとする中小・零細の家具関連企業が都市化の荒波に押し出される形で府内各所にその安住の地を求め、探し求めた結果、ようやくこの枚方市域にたどり着き、当時未開の地であったものを切り開き、長きの歳月と莫大な自己資金を投入し、現在の枚方家具団地を作り上げました。

にもかかわらず、京都府の都市計画で著しく繁栄する隣接商業地と消耗戦を戦わざるを得ない状況に加え、大阪府をはじめとする国や枚方市の最優遇措置によって迎えられ、来春にも開業をする巨大量販店を隣接に抱えながら、心身ともに疲弊する日々を送る我々に対し、更なる追い打ちをかけるようなこの都市計画は、まさに枚方家具団地を消滅せしめようとするものではと疑念を抱かざるを得ません。

これら公述内容をお聞きになった大阪府として、今後枚方家具団地をいかなるものにしてしようとしているのか。また、その真意はどこにあるのか。今後公表されるであろうそのお考えを切に期待申し上げ、本日の公述を終了いたします。ありがとうございました。

【議長(山野参事)】

ありがとうございました。お席にお戻りください。続きまして、番号 3 番の方は前の演台へお越しくください。よろしいでしょうか。それではお願いいたします。

【公述人C】(3 番)

このたびは公述のこういう機会をいただきましたことを、まず高座からではございますが、お礼を申し上げます。私はCと申します。●●にお世話いただいて 27 年になる社員でございます。私はまずこの話をお聞きしたときに、ええ、何で、それがまず第一声の自分の口から発した言葉でした。本来、私ら十数年前からお聞きしていましたが、新名神の坑道内に現在都市計画で変更されている内容が伴うということをお聞きしていたにもかかわらず、それが地上に上がってきて、南北に 6m ずつ広がると。それがまた更に、先日のご説明で南側だけに約 12m 広がるということでございます。この 12m という数字は、当社の本丸であるショールームの位置からしますと、道路に面している圧倒的な幅から察しますと、ほぼ皆無に近い状況で店が存続できません。

家具団地へ来られた方はご存じかと思いますが、団地の中にもいろいろな商売の仕方をされている方がおられます。当社の場合は、手前味噌にはなりますが、高品質、高クオリティーをモットーで商品のお客様への販売並びに付加価値というものを提供させていただいているつもりでおりますが、それにはそれなりの売り場面積の広さ、適用面積が当然必要になってきます。アウトレットのように積み上げればというものではございません。それが、前面が即ち 12m も下がるとなると、本当に今日明日の運命を左右するような当社の社運に大きく影響するにほかなりません。なぜ南側だけなのか、それも先日ご説明いただきました。確かに公共の利益という面ではご理解できる部分はあります。ただ、それはあくまでも当社が納得した上での公共の利益であるということ、ぜひ、府の皆様にはご理解していただきたいということです。

次に、道幅に至りますことは、当社の今の位置は 1 号線に非常に近くて、出口の当社のショールーム前面は、4 車線化、先ほどお話しにもありましたが、片側 1 車線、通常 2 車線ずつ、しかも、当社は 1 号線に近い故に、4 車線化になるという話をお聞きしています。停滞とか、祝日は、凄い渋滞で 1 車線の時でも右折入場が難しい今の現状で、これが 4 車線化になるとどうなるかという、よっぽど購買意欲の高い方、目的のある方でないとまず当社のように右側にある店のものは非常に入りづらい。づらいというよりもまず入らない。それが現状だと思うのですよね。更に、先ほどもお話出しましたが、ここになおさら中央分離帯ができると、これはもう運命を左右するとか、そういう問題以前のことで、全く当社の前を通り過ぎるしかない。しかもお客様にすれば、通り過ぎていくと家具屋さんも何軒かあって、最後にまだそれでも寄っていただければ、当社としての存在価値はあるかも分かりませんが、到底、恐らく最後になれば寄っていただく確率は非常に少なく、販売機会も非常に少ないというのが現状だと思います。そして近くの商圈の中をいろいろ見ていると、やはり分離帯のあるところでも高架で駐車場へ誘導したりとか、地下で駐車場へ誘導したりとか、一番良いのは信号をつけて、交差点にさせていただくのが良いのではないかという思いはありますが、それはやはり公共の利便性からいうと、できるのかできないのか、そのへんの回答もぜひまた後日いただきたいなと思います。

要は、誘導路と駐車場への誘導路を分離帯によって分断されると、本当にもう明日から商売できませんという旗印を挙げるしかないと思います。

あとは当社の生産性のことにもよるのですけれども、当社は配送センターを 3 丁目で持っていますもので、現品の商品が売れると、常にそここの行き来がおこるんですね。ということは、分離帯ができることによって 1 車線なら交通量を見計らって右折れして最短で 5 分ほどで配送センターへ行けるのですが、それが私ら事務所は配送センターとの基地との方向性が南側にあるものですから分離帯ができてしまうと北へ行くしかななくなるとかなりのロスになる。しかも、それが 1 号線が万が一停滞しているとなると 4 倍 5 倍の時間ではすまない生産性の劣化になると考えます。これは、もうお客さんに来ていただいても対応を諸々、全くできないという状況に陥るかと思います。

どうかこういうご事情をご理解していただいて、更なる当社の理解された考慮の上での対策のご返事をお願いしたいと思います。公共も大事やとは思いますが、長年、家具団地で発展してきた当社にとって、やはり地域の皆様と当然共存共栄ということは今後も考えておりますので、それをするためにも、ぜひあの場で、あそこで存続をさせていただきたい。それには出ささせていただいた書類、今私は簡単ではありますが述べさせていただいたことのクリアというのがまず一番最優先になってくるかと思っておりますので、ぜひ、そのへんをおくみいただいて、適切なお指導をいただけますようお願いしまして、私の公述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【議長(山野参事)】

ありがとうございました。お席にお戻りください。続きまして、番号 4 番の方は、前の演台へお越しくください。よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

【公述人D】(4 番)

はい、それではよろしくをお願いいたします。私はDと申します。

本日は、対馬江大利線の変更計画案についての意見を●●寺の檀家を代表いたしまして申し上げたいと思います。先日、寝屋川市でありました説明会に参加をいたしまして●●寺の境内が大きく計画線にかかっているということが分かりまして、非常に檀信徒全員が危機感を持って、憂慮をしているというような状況でございます。

まず●●寺という存在なのですが、●●寺の起源は、いわゆる奈良時代といえますか 700 年代からずっと続いてきたのではとされています。その当時は●●寺とは、勿論、言わなかったのですが、いわゆる古代寺院というのがございまして、掘り出しますと、今も古代寺院の瓦なんか散見されるということがございます。また寺院の東北角には聖徳太子の弟だといわれている茨田親王塚がございまして、それもいわゆる古代寺院のあった一つの証ではないかと言われております。●●寺は、このように非常に由緒ある歴史を持っているわけですが、今は、高柳町を中心といたしました周辺地域ですとか、より広い地域に多くの檀信徒を擁し、深い信仰の対象となっているわけです。そして、勿論、寺院ですから寝屋川市としても非常に貴重な文化財といえますか史跡であると思います。

今回の道路計画の大きな図面を拝見いたしますと、私どもの深い信仰対象であります●●寺の境内、いわゆる庭ですね、ほとんどが道路域にかかると。要するに本堂のもうほとんど間際まで道路線がきてしましまして、お寺に庭がないというそういう

状態になるわけですね。ご存じのように、お寺はいろいろな行事がございまして、そのまま計画が実行されますといろんな行事ができない、人が集まれない、檀信徒もどうすればいいんだという状態になるわけですね。ですから、その計画が実行されますと、今は山門があるのですが、山門も勿論もう取り込まれてしまいます。そして本堂の間際までできますといわゆる山門とか、塀とか、それも作れないと、そういう状態になるわけです。そういう状態のお寺というのは、はたして存在できるのだろうかと思います。そういう意味で、皆さん非常に危機感を持っていらっしゃるということでございます。

勿論、私どもは私有物、私有地がどうのこうのとか、私有建物がどうのこうのというわけではありません。いわゆる寝屋川市では、昔から道路が狭い危ない、自転車かビュンビュン走って危険だと言われていまして、寝屋川市の道路状況は最悪だと言われておりましたので、今回の計画に関して反対するものではありません。改善されれば良いと思います。いわば住民にとって文化財と言いますか、公共物と言ってもいいようなお寺をもう少し大切に扱っていただきたいというようなことが願いであります。私どもは、素人ですから計画道路というのがどう計画されるのかというのはよく分かりませんが、今の●●寺の寺域を通っております計画線を、要望といたしましては、もう少し南に下げてください、せめて今の山門は残していただけるような位置に変更をしていただけないかと。勿論、そうしますとほかの方々にも影響があるわけですが、基本的には私もわがままなお願いをしているとは思いません。要するに、●●寺というお寺の中をどうして庭をなくしてまで通す必要があるのかとか、そういう疑問を持っております。ですから、もう少し南に下げてください、●●寺が今後も末永くあの場で残りますように、ぜひ変更の検討をお願いしたいというのが、今回の趣旨であります。

私どもの個人的な話では、私も計画線上に私有地を持っておりますけれども、それは勿論計画の道路計画のことですから、文句を言うつもりはございませんが、お寺に関しては、私個人の問題ではなくて、檀信徒、今は何人いらっしゃるか、かなりたくさんいらっしゃるのですが、檀信徒全員がそう願っておりますので、ぜひとも、そのへんの検討をお願いしたいということであります。簡単ではありますけれども、意見とご要望でございまして。よろしく願いいたします。

【議長(山野参事)】

ありがとうございました。お席にお戻りください。続きまして、番号 5 番の方は前の演台へお越しください。よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

【公述人 E】(5 番)

よろしく願いいたします。本日は貴重な公述の機会をいただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。私は E と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。私が住職を務めております●●寺は、寝屋川でも最も歴史と伝統のある寺院だと自負しておりますが、今回の都市計画道路対馬江大利線の道路拡張によりまして、その境内地を大きく削られることになりそうで、大変危惧しております。

さて、この公聴会での公述の趣旨は、現在 6.5m ほどの道路を 20m までに拡張する必要があるのかということでありまして。元々の計画からは、将来の人口予測や社会

情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案し、25m から 20m に変更するということでありますが、さらに道路の幅員を狭くしてもよいのではないのでしょうか。

昨年開通いたしました寝屋川市駅東側の市道寝屋川駅前線は、狭いところでも幅員 25m、自転車・歩行者道 7.5m もある大変立派な道路です。しかし、もとあった民家や商店をすべて立ち退かせてまで、こんなに広い道路を造る必要があったのかという声をよく聞きます。なぜこのような意見が出るのでしょうか。それは広大な道路のわりには実際の交通量が少ないという印象を受けるからです。この道路を造るにあたっては、綿密な調査と予測がなされ、道路の幅員が決定されたと思います。開通後の実際の自動車、歩行者、自転車の交通量は予測通りだったのでしょうか。今回の対馬江大和線では、自動車と歩行者から独立した本格的な自転車道が導入されると聞いております。これを導入するにあたっては、より精細な調査と予測が必要です。個人的には、幅員 20m の道路が必要となるほどの交通量にはならないと思っています。と申しますのは、対馬江大和線と平行して、すでに府道枚方交野寝屋川線と池田秦線という立派な道路が開通しており、旧国道 1 号線と国道 170 号線を行き来するには、そちらを利用するほうが、はるかに便利だからです。対馬江大和線は、あくまで寝屋川市駅周辺に用事のある方が利用する生活道路であって、道路が拡張されても交通量はそれほど増えないと思います。

また私が危惧していることがもう一つあります。それは、今回の計画案で整備済区間とされておりそな銀行前の歩道の部分です。今回の計画案どおりに自転車道ができますと銀行の手前で急に自転車道がなくなり、歩道も狭くなりますので、非常に危険な状況になると思います。自転車道の設置は、より慎重に検討すべきです。自転車道を取りやめて、その分道路の幅員を狭めてもよいのではないのでしょうか。今回の計画では、不本意ながらも立ち退きを迫られる方やどうしても手放したくない土地を手放さざるを得ない方が数多く出てきます。そのような方々を、少しでも減らすために道路の幅員をさらに狭めるように切にお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

【議長(山野参事)】

ありがとうございました。お席にお戻りください。以上で申出をいただきました公述人の方の公述はすべて終了いたしました。本日はお忙しいところ貴重なご意見をいただきありがとうございました。

【司会(岡村補佐)】

会場の皆様方には、本公聴会へお越しいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、平成 27 年度第 3 回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。お忘れ物などないようによろしくお願ひいたします。